

## 第10章 事業の実施

### 1. 事業実施の考え方

事業の実施にあたっては、第8章で整備した保存や活用に必要な整備項目について、短期整備については概ね3年以内に実施し、その他の整備項目については中長期整備として計画的に実施する。

短期整備については、今後増加が見込まれる来訪者に対しての情報提供や利便性向上に向けた必要最低限の施設等について、東京オリンピック・パラリンピック（平成32年〔2020〕）までを目標に整備を実施する。

中長期整備については、「旧弘道館」の保存・活用の目標の実現に向けて、特別史跡指定地周辺も含めて藩校時代の弘道館の姿を再現していくことを目指して、検討・調整・協議を進めつつ、可能な箇所から整備を実施していく。

特に、中長期整備については、20年、30年後に実現する長期的な取組みも含まれるため、実現に必要な各実施計画を策定して計画的に実施する。そして、経過観察等による保存・活用状況や事業の進捗状況の評価を踏まえて、地域のまちづくりの取組みの状況や社会的環境の変化に合わせて定期的に見直しを行いつつ、具体的な整備内容を調整することとする。

### 2. 藩校時代の再現に向けた事業の進め方

#### （1）藩校時代の弘道館の再現

「旧弘道館」の保存・活用の目標である「藩校時代の弘道館」の再現については、以下の各再現の内容に必要な事業を段階的に進めていく。

藩校時代の再現にあたっては、本質的価値の確実な保存を前提に、史実や調査・研究成果に基づき実施することを基本とするが、都市公園としての機能も踏まえ、地域住民をはじめとする市民のニーズを考慮しつつ検討を進める。

表 10-1：藩校時代の弘道館の再現の進め方

再現の内容	短期整備の考え方	中長期整備の考え方
授業，行事，生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存展示の充実や映像展示の制作による情報提供</li> <li>企画展示による情報提供や体験イベントの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>展示・イベントの充実化</li> </ul>
動線（園路）	<ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリー対応や利便性向上のための既設園路の改修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>諸施設の再現に合わせた園路の再現（再現園路と利用・管理用園路を区別して整備）</li> </ul>
建造物の機能・姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>模型や映像展示による藩校時代の姿や機能の情報提供</li> <li>諸施設の再現に向けた調査・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>諸施設の再現（委員会等を設置し、専門家の指導を受けて適切な再現方法を検討して整備）</li> </ul>

## (2) 文館の復元

文館は明治元年（1868）の弘道館の戦いで焼失し、跡地には、主に梅林、トイレ、藤棚が整備されている。文館は学生が学問を学んでいた主要な建造物で、藩校として必要不可欠な要素である。

藩校時代の諸施設の再現のなかでも、文館跡地は、正庁・至善堂地区と孔子廟・鹿島神社・八卦堂地区の両地区に隣接し、各地区に集積する歴史的建造物と一体となった藩校時代の景観の再現や、有料開放区域と無料開放区域の一体的な利用の面でも効果的な場所として位置付けられるため、中長期整備のなかでも早期の整備に向けた検討を進めることが望まれる。

### ①再現した文館の活用

文化財の保存・活用や管理・運営上必要な機能を確保する観点からも、文館を復元的整備により施設を再現して活用することが期待されるため、文館を復元して、藩校時代の文館の機能のほか当時は存在しなかった調査・研究機能や管理・運営機能なども文館に集約していくための段階的な整備について検討を進める。

表 10-2：文館の復元による施設の活用の整備（案）

「旧弘道館」に求められる主な機能等		現状	短期整備	中長期整備 (文館復元後)
保存	展示機能 (建造物内)	・正庁，至善堂（歴史的建造物）の内部公開	(現状維持)	(現状維持)
	収蔵機能	・事務所保管室と番所や館内の一部を倉庫として使用	・既存施設の改修	・文館への集約 ※収蔵環境の改善化が図れる。
	調査・研究機能	—	—	・文館への導入検討
活用	情報提供機能	・事務所券売所と国老詰所内で案内を実施	・周辺地域も含めた既存施設を活用して機能を確保	・文館への集約 ※史跡と一体的な総合ガイダンスが図れる。
	展示機能 (所蔵資料)	・国老詰所（復元建造物）と正庁，至善堂（歴史的建造物）の一部を使用して展示	・既存施設の改修	・文館への集約 ※正庁，至善堂（歴史的建造物）への負荷軽減化が図れる。
	学習機能	・正庁，至善堂（歴史的建造物）の内部を使用してイベントを実施	(現状維持)	
	休憩機能	・園路・園地に既設ベンチ	・既存施設の改修	・文館への導入 ※来訪者へのサービス向上が図れる。
	便益機能	・入口地区（平成10年建築）と文館地区（昭和62年建築）に既設便所 ・正庁・至善堂地区内に既設売店（昭和37年建築）	・入口地区の便所改修 ・文館地区の便所建替え（文館跡地外に移設） ・既設売店の活用	
管理・運営	管理事務所	・入口地区に既設事務所（昭和59年建築）	(現状維持)	・文館への導入検討 ※機能を集約することで管理・運営機能の向上が図れる。
	ボランティア 控室	—	—	
	作業員詰所	・文館地区に既設詰所（昭和39年移築）	(現状維持)	

## ②文館復元に向けた調査・検討の進め方

文館の復元を早期に実現するために、短期の段階で、復元に必要となる遺構や建造物に関する情報を収集するための調査・研究に着手する。

また、調査・研究の成果に基づき検討を進めるために、委員会等の専門家による協議体制を構築するとともに、調査・研究の成果や検討状況の情報公開を行い、事業の認知度向上を図り、復元に向けた地域の気運を高めていく。

表 10-3：文館の復元に向けた調査・検討の進め方（案）

